

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年2月20日（火）
午前9時55分～午後1時38分
開催場所：会議室302

1 播磨町中小企業等振興基本条例の制定について

播磨町中小企業等振興基本条例の制定について、所管する産業環境課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

本条例は、播磨町の中小企業等の振興に関する基本理念を定めるとともに、本町の責務を明確にすることにより、中小企業等の経営基盤の強化並びに事業の持続的な成長及び発展を図ることで、地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

地域の課題として、人材の確保、創業が十分に進んでいない、特産品が少ないなどがある。このような課題解決を図るため、関係機関の役割を明確にし、中小企業等の振興施策を総合的に推進していくことを定めている。

【主な質疑応答】

- Q** 資金の円滑な供給で、県制度融資利用者への利子補給や、保証料補助等の創設とある。播磨町独自の助成金の支給などの考えは。
- A** 町直接に融資はしていない。商工会の中のメニューを経由して、補助を出している。

2 播磨町成年後見センター開設について

播磨町成年後見センター開設について、所管する健康福祉課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人及び将来の判断能力の低下に備えたい人が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの人の権利を尊重し擁護することにより、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、「播磨町成年後見センター」を開設する。

委託事業者は、社会福祉法人播磨町社会福祉協議会、設置場所は今のところ、播磨町福祉しあわせセンター内に設置予定である。

業務の内容としては、相談支援、制度の普及・啓発、地域の連携ネットワークづく

り、成年後見制度に関する調査及び研究。専門職による相談も考えており、弁護士、司法書士、社会福祉士による相談、1回約30分程度で月2回程度、事前の予約制で無料とする考えである。当面は現在の社会福祉士による相談から実施していく。

【主な質疑応答】

Q 成年後見制度を利用する場合、誰が後見人になるかなど、相談に来られた方が制度全体を理解するのに、30分の相談でできるのか。

A 30分の枠を取っているが、まずは職員が聞き、いろいろと調べ、話もしながら難しいケースは、法的なところの力を借り、そういう時に30分の枠を使わせていただく。

3 兵庫県立大学と播磨町とのデータを活用した健康保持・増進に関する協定の締結について

兵庫県立大学と播磨町とのデータを活用した健康保持・増進に関する協定の締結について、所管する健康福祉課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和5年度から兵庫県立大学看護学部「デジタルヘルスセンター」が設置され、地域の健康を担うヘルスセンター拠点の創出を目標に10か年計画の事業を推進することになった。地域社会における“孤立化”を予防するために健康課題に焦点をあて、看護の力を集結した戦略を提示することを全体構想とする。播磨町と大学の両者が連携し、well-being支援のためのヘルスケアシステムを構築することとなり、①がん検診受診促進と②乳幼児健診の健康課題に取り組む。

【主な質疑応答】

Q 特定健診やがん検診受診向上のための戦略・検討などを進めていくという考えなのか。

A がん検診に関する項目のデータを渡す中で、大学の知見を用いて分析した上で、こういうふうな方策がいいのではという所を提供してもらおうなど、今後提案をしてもらえると思っている。

4 介護保険事業計画（第9期）について

介護保険事業計画（第9期）について、所管する保険課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和5年度は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする播磨町高齢者福祉計画（第10次）及び介護保険事業計画（第9期）の策定年度となっている。

令和5年12月までに4回の策定委員会を開催した後、パブリックコメントを実施し、2月14日に最終5回目の策定委員会を開催し、介護保険料を含めた事業計画（案）の承認を得た。

介護保険制度は、令和6年度に創設から25年目を迎える。サービス利用者は制度創設時の3倍を超えており、介護サービスの提供事業数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着しています。令和22年に向け、高齢化は今後さらに進展することが見込まれており、本町においても、高齢者の単身世帯や介護ニーズが高い85歳以上人口が増加する中で、医療と介護の双方のサービス需要がさらに増加し、多様化していくことが想定され、医療・介護連携の必要性もさらに高まっている。

第9期計画期間での介護保険制度改正における費用負担に関する事項等の主な変更として、令和6年度は介護報酬改定の年度であり、全体で、1.59%の引き上げが行われる。

介護給付費準備基金を約2億8千万円取り崩して、保険料の収納必要額に繰り入れ、保険料上昇を引き下げる原資として活用し、第9期の保険料基準額を月額5,800円、年額69,600円としている。

【主な質疑応答】

- Q 介護保険の要支援や要介護の認定率は市町によって違いがあり、県は令和5年3月で20.8%であり、播磨町では19%台であった。認定率が多い少ないで、保険料率は変化するのか。
- A 認定率が上がると受給される方も増えるので、保険料としては上がる傾向にある。

5 保育所待機児童対策にかかる経過報告について

保育所待機児童対策にかかる経過報告について、所管するこども課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年度から実施予定の短期的な事業案として、

- ① 情報発信と広報の強化として、広報はりまやホームページに加えてSNSを活用した広報を行う。子育て世帯保護者への情報発信はアプリを用いて行うことや乳幼児健診会場でのチラシ配布などを検討していく。
- ② 0歳児～2歳児の小規模園について、蓮池幼稚園の空き教室を活用して、令和6年4月から開園する。

【主な質疑応答】

- Q 蓮池ちいさな保育園では、0歳児から2歳児で、3歳で卒園した後、次の保育

の受け皿についての連携はできているのか。

- A** 保育園に入園される方については、今回だけ播磨保育園と蓮池こども園に分かれて行くことを事前に了解を得た上で申し込みをしていただいている。それ以下の年齢については、蓮池こども園に入園することになる。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年3月28日（木）

午前9時56分～午前11時27分

開催場所：会議室302

1 電力地産地消事業に係る検討状況について

電力地産地消事業に係る検討状況について、所管する産業環境課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

現在、2市2町で運営管理を行っているエコクリーンピアはりまで、ごみの焼却により発生する熱量を利用して、電力発電を行っている。

発電電力はCO₂ゼロのエネルギーであり、有効活用することにより、各市町の課題である脱炭素化に寄与するとともに、電力ひっ迫時でも安定的に公共施設に電力供給できるよう電力地産地消事業について検討する。

令和6年度においては、地域新電力の体制、それに伴うリスク分析と対策、事業採算性、パートナー事業者の考え方整理などについて検討を行う。

【主な質疑応答】

Q 新しい電力事業に当たっては、投資金額や安定的な収益などの事業計画は、いつ頃出るのか。

A 現段階で、いつというのはむずかしい。小売り電気事業者を立てるのか、新電力事業者を設立するのか、または別の方法を取っていくのか、令和6年度で新たに2市2町で協議していく中で、見いだしていきたい。

2 播磨町パートナーシップ制度の導入について

播磨町パートナーシップ制度の導入について、所管する協働推進課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

この度本町では、法的に婚姻が認められていない同性カップルの方々や、様々な事情により婚姻の届け出をしていないカップル（事実婚）の方を対象に、人生のパートナー・家族である関係を証明できるように、播磨町パートナーシップ制度を導入する。

法的効果が生じるものではないが、制度の導入によって、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指す。

制度開始は令和6年5月1日からとする。

【主な質疑応答】

Q 協働推進課に電話やメールで届出をすることだが、窓口でも大丈夫なのか。また、プライバシーの問題もあるので、相談に関しては、どのように考えているのか。

A 窓口での対応も可能です。予約等、問い合わせいただいた時点で、庁舎内に会議室もあるので、安心して話をしてもらえる状態を担保した上で、受付や相談には乗りたいと考えている。

Q 例えば、今までのパートナーの方というのは、結婚関係ができないので、家族になるためにパートナーの方を養子に迎える形を取っている人もいます。このようなパートナーシップができるのであれば、パートナーとして対等な関係になりたいという方も出てくると思うが、一度離縁して、申請はできるのか。

A 対象として、届けができる。

3 播磨幼稚園園庭拡張事業の進捗状況について

播磨幼稚園園庭拡張事業の進捗状況について、所管するこども課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

園庭拡張造成工事を、令和6年9月頃開始し、令和7年8月頃完了の予定をしている。令和6年度に園庭拡張工事以外の事業について、池底改修・底樋移設・洪水吐改修、道路改良、給食配膳室等整備の実施設計を行う。

令和7年度に、池底改修・底樋移設工事、給食配膳室整備工事、池・道路の分筆、道路用地買収などを行う。

令和8年度に洪水吐改修工事、道路改良工事の予定で進めていく。

【主な質疑応答】

Q 駐車場と進入路が、歩道部分をまたいで通るようになっているが、安全対策は。

A まだ、計画の段階である。車両が入るときには左折して入り、帰るときも北側に左折で出ていくような徹底を保護者をお願いする。できるだけ視界が見やすくなるように、道路に対して直角にならないよう、少し円を描いて出れるような形にしている。

Q 駐車場ができたことで、保護者の送迎の車の総数、総量が増え、交通量は変わってくるのではないか。

A 幼稚園は徒歩が基本であり、事情があって遠いところから来るとか、家庭の事情で送迎するなど利用するので、基本的に駐車場ができたからみんなオーケーという形では考えていない。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年4月12日（金）

午前9時55分～午前10時46分

開催場所：会議室302

1 はりまシーサイドドーム外壁等改修工事について

はりまシーサイドドーム外壁工事等改修工事について、所管する協働推進課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

平成15年5月に竣工した施設で、約20年が経過し、老朽化が進んでいる。今後も、利用者が安全かつ安心して利用できるよう改修工事を実施する。

多目的グラウンド棟は、屋根補修と軒天の全面改修、ロールカーテンの取替えを行う。

管理棟では、外壁塗装、屋上防水更新工事、天井部の張替え、空調設備等更新、照明のLED化を行う。

外部工事では、駐車場の砂利部分のアスファルト舗装を行い、外灯を新たに2か所増設する。工期については、令和7年2月28日までを予定している。

【主な質疑応答】

Q 工期の件で契約締結から、令和7年2月28日までかかるが、なぜこんなに長いのか。

A 人手不足、物価高騰により、部材が発注しづらいような状況も踏まえて、準備期間等の時間を取って、工事ができるだけ後に響かないような形を取らせていただきたい。工事は令和6年8月から令和7年1月末日までを予定している。

2 播磨南中学校西校舎大規模改造工事（第1期）の概要について

播磨南中学校西校舎大規模改造工事（第1期）の概要について、所管する教育総務課より説明を受け質疑を行なった。

【説明の概要】

播磨南中学校西校舎については、昭和55年の竣工以降、平成7年度に内装の改修、平成18年度に耐震補強工事を実施したが、電気や設備等の改修は行なっておらず、老朽化が進み、トイレに関しても洋式便器が少ないなどの課題がある。

令和6年度から3年間で西校舎の全面改修工事を実施する。第1期については、主にトイレ改修を行い、多目的トイレを新設する。

工期は、令和7年2月28日までの予定とする。

【主な質疑応答】

Q 外部の受水槽の更新、給排水、ガス配管更新の理由は。

A 老朽化していることがあり、今後校舎の長寿命化に向け、より長くもつものを使用する。また3期工事で、新たに多目的トイレができるので、配管を外部で施工する工事も入っている。

Q 受水槽の更新で、災害時で断水したときに、水の確保ができるのか。

A 地震時には、緊急遮断弁といって、受水槽に溜まっている水は、配管が途中で壊れても流れ出ないように、強制的に遮断する弁をつけて、水を蓄えて使えるように対応する。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和6年4月25日（木）

午前10時15分～午前11時28分

開催場所：会議室302

1 自動録音機能付電話機等購入補助事業について

自動録音機能付電話機等購入補助事業について、所管する産業環境課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

高齢者を狙った特殊詐欺被害が過去最悪のペースで増加している。詐欺電話の約6割が固定電話にかかってくることから、県と協調して、自動録音機能付電話機の設置を支援し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

対象は、65歳以上の方で令和6年4月1日以降に購入した①自動録音機能付電話機には上限10,000円、②外付け録音機には上限5,000円の補助を行う。

申請期間は、令和6年5月1日から令和7年1月31日までとし、5月には、役場第1庁舎1階ロビーに特設窓口を設置する。

【主な質疑応答】

Q 特殊詐欺被害で、固定電話に6割ぐらいかかって来ているということだが、録音することで、どのように予防できるのか。

A 公益財団法人連合会のホームページでは、録音付機能電話を導入することで、電話の件数、詐欺の電話、迷惑電話というものが減るとともに、付けた人の安心感プラスになる効果があると認識している。

Q 設置したから大丈夫だということではなく、予防の一助であり、普段からの知識を高めたり、啓発などの考えは。

A 詐欺の手口や、警察からの資料を活用しながら周知をしていきたい。また、利用者のアンケートを取り、事後調査も行いたいと考えている。

2 児童発達支援センターの開設に向けて

児童発達支援センターの開設に向けて、所管するこども課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年度から始まる「第7期播磨町障害福祉計画」において、令和8年度末まで

に児童発達支援センターの設置と、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向けての検討・協議を進めていく。

播磨町児童発達支援センターを設置することについて、関係者に意見を求めるため、検討委員会を設置する。

第1回目の検討委員会を5月に予定している。

【主な質疑応答】

Q 児童発達支援センターと障害者基幹相談支援センターが連携して、そこに総合相談窓口が、どう関わっていくのか。伴走支援として検討しておかないとセンター化した意味が失われてしまうので検討課題として詰める必要があるのでは。

A 18歳までは児童発達支援センター、そこから青年以降については、障害者基幹相談センターということで、すみ分けを考えている。

総合相談窓口ということでは、障害だけじゃなくて福祉全般の困り事など、相談を一手に引き受けているので、総合相談窓口の扱っている分野が広いという事を、考えている。